

Clip!

税制改正と障害者控除対象者認定制度について

問合せ先：税務課 市民税担当

■障害者控除認定基準

認定区分	認定基準
重度障害者(1級、2級)に準ずる方	要介護4以上に認定されており、かつ、主治医意見書などに記載されている障害自立度がB以上の方
知的障害者(重度)に準ずる方	要介護4以上に認定されており、かつ、主治医意見書などに記載されている認知自立度がⅢ以上の方
寝たきり高齢者	要介護4以上に認定されており、かつ、主治医意見書などに記載されている障害自立度がB2以上の方で介助を要する状態が6カ月以上継続している方
身体障害者(3～6級)に準ずる方	要介護などに認定されており、かつ、主治医意見書などに記載されている障害自立度がA以上の方。ただし、特別障害者に準ずる方を除く。
知的障害者(中度、軽度)に準ずる方	要介護などに認定されており、かつ、主治医意見書などに記載されている認知自立度がⅡ以上の方。ただし、特別障害者に準ずる方を除く。

所得税の寄附金控除の適用下限額が引き下げられました

国または地方公共団体などに寄附を行った場合の寄附金控除の適用下限額が2,000円(改正前5,000円)に引き下げられました。

寄附金控除額

年中に支出した寄附金の合計額(総所得の40%相当額が限度)から2,000円(改正前5,000円)を差し引いた額が控除されます。

問合せ先

大月税務署個人課税部門
☎(22) 3153

障害者控除対象者認定制度

介護保険で要介護の認定を受けた65歳以上の高齢者の方を対象に、所得税や個人住民税で障害者控除の対象者として認定される場合があります。

この障害者控除の適用を受けるには、いきいきプラザ都留内福祉課へ申請し「障害者控除対象者認定書」の交付が必要です。

なお、障害者控除対象者認定書の申請は毎年必要となります。対象者 要介護認定1～5を受け

ている方で65歳以上の方(当該年12月31日現在)

認定基準 障害者控除の適用を受ける年の12月31日における認定状況(左上表を参照してください)

申請方法 障害者控除対象者認定申請書をいきいきプラザ都留内福祉課へ提出し、認定書の交付を受けます。申請には、対象者の方の介護保険認定者証と申請者の方の印鑑が必要です(申請書は福祉課にあります)。

※身体障害者手帳などをお持ちの方は、申請の必要はありません。所得控除額

○重度障害者(1級、2級)に準ずる方、知的障害者(重度)に準ずる方、寝たきり高齢者

所得税控除額 40万円
個人住民税控除額 30万円

○身体障害者(3～6級)に準ずる方、知的障害者(中度、軽度)に準ずる方

所得税控除額 27万円
個人住民税控除額 26万円

問合せ先 いきいきプラザ都留内福祉課 地域福祉担当

国民健康保険税などの社会保険料控除

自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族が負担すべき国民健康保険税や長寿医療制度の保険料(以下、「保険料など」

といいます)などは、所得税や個人住民税の申告の際に、その保険料などを実際に支払った方の所得から社会保険料控除として差し引くことができます。しかし、保険料などを特別徴収(年金天引き)で納付されている場合、その保険料などを支払った方は年金受給者本人となるため、年金受給者本人の所得からのみ社会保険料控除として差し引くことができます。

なお、特別徴収に代えて、口座振替により保険料などを支払う場合には、口座振替により保険料などを支払った方の所得から社会保険料控除として差し引くことができます。

問合せ先 税務課 市民税担当

年末調整説明会

大月税務署と市では、年末調整の仕方並びに法定調書・給与支払報告書の作成と提出方法などの事務手続きを円滑に行っていたり、ための説明会を次のとおり開催します。

日時 11月19日(金)13時～16時
会場 都の杜うぐいすホール

問合せ先

大月税務署 法人課税第一部門
☎(22) 3151

小ホール